昭和63年3月15日本部訓令甲第3号

改正

平成2年3月20日本部訓令甲第1号 平成4年6月24日本部訓令甲第9号 平成6年3月31日本部訓令甲第10号 平成8年3月15日本部訓令甲第3号 平成14年3月15日本部訓令甲第4号 平成20年3月6日本部訓令甲第3号 平成22年3月11日本部訓令甲第1号 平成27年10月13日本部訓令甲第12号 平成30年3月7日本部訓令甲第3号 令和3年9月28日本部訓令甲第14号

群馬県警察航空隊員の服制及び被服貸与に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察航空隊員の服制及び被服貸与に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県警察の航空隊に勤務する職員(以下「航空隊員」という。)の服制及び 被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第2条 航空隊員の服制は、別表第1のとおりとする。

(貸与被服の品目等)

- 第3条 貸与する被服の品目、員数、使用期間及び着用期間は、別表第2のとおりとする。ただし、 警察本部長は、特別な事情があると認めるときは、その員数、使用期間又は着用期間を変更することができる。
- 2 使用期間の満了した被服は、その貸与を受けている者に対して無償で支給することができる。 (被服の着用)
- 第4条 航空隊員は、勤務に服するときは貸与被服を着用しなければならない。ただし、警備部警備 第二課航空隊長が指示した場合は、この限りでない。

(被服の返納)

第5条 航空隊員がその身分を離れたときは、使用期間の満了しない被服を速やかに返納しなければ ならない。

(航空隊員被服貸与簿)

第6条 警務部装備施設課長は、航空隊員被服貸与簿(別記様式)を備え付け、被服の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月20日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月24日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日本部訓令甲第10号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月15日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成14年3月15日本部訓令甲第4号)

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日
- (2) 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導 官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成 20年3月19日

附 則(平成22年3月11日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月13日本部訓令甲第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の群馬県警察航空隊員の服制及び被服貸与に関する訓令により支給された貸与被服については、当分の間、これを着用できるものとする。

附 則(平成30年3月7日本部訓令甲第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、 群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則(令和3年9月28日本部訓令甲第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る 部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安員会規程、 群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。 別表第1(第2条関係)

## 航空隊員服制

航	冬	上衣	色	紺色とする。			
空	服		地質	合成繊維織物又は毛織物とし、導電性及び難燃性を付加する。			
服			制式	1 襟は、ステンカラーとする。			
-				2 中央打合いは、ファスナとし、左右の胸部にファスナ付きポケット			
整				各1個を付ける。			
備				3 長袖とし、袖口に水かきを付け、左袖上部にペン差しを付ける。			
服				4 左右肩部に肩章を付け、ボタン止めとする。			
				5 左胸部に記章装着のための面ファスナを付ける。			
			6 形状は、図1のとおりとする。				
	ズボン色上衣と同色とする。地質上衣と同質とする。		上衣と同色とする。				
			上衣と同質とする。				
制式 1 長ズボンとし、裾内側に水かきを付け、こ		1 長ズボンとし、裾内側に水かきを付け、ファスナを付ける。					
2 左右外側の膝下に地図入れを付ける。				2 左右外側の膝下に地図入れを付ける。			
				3 両側に切替え斜め式のポケット及び後方左右にファスナ付きポケ			
				ット各1個を付ける。			

				4 形状は、図2のとおりとする。
	夏	上衣	色	紺色とする。
	服		地質	合成繊維織物又は毛織物とし、導電性及び難燃性を付加する。
			制式	1 カッター式半袖とする。
				2 左右胸部に雨蓋付きポケット各1個を付ける。
				3 左右肩部に肩章を付け、ボタン止めとする。
				4 左胸部に記章装着のための面ファスナを付ける。
				5 形状は、図3のとおりとする。
		ズボン	色	上衣と同色とする。
			地質	上衣と同質とする。
			制式	冬服ズボンと同様とする。
	防寒服		色	紺色とする。
			地質	合成繊維織物又は合成皮革とする。
			制式	1 ジャンパー型とする。
				2 左袖上部にペン差しを付ける。
				3 左胸部に記章装着のための面ファスナを付ける。
	•			4 形状は、図4のとおりとする。
航	冬舠	位空帽子	色	冬服上衣と同色とする。
空			地質	冬服上衣と同質とする。
帽	目		制式	1 正面に航空記章及び「群馬県警察航空隊」の文字を刺しゅうする。
				2 形状は、図5のとおりとする。
	夏舠	九空帽子	色	夏服上衣と同色とする。
			地質	夏服上衣と同質とする。ただし、後方をメッシュ地とする。
			制式	冬航空帽子と同様とする。
升	を行月	月手袋	色	白色又は黒色とする。
			地質	セーム革又は合成皮革とする。
	記	章	色	黒色及び白色とする。ただし、旭日章は、金色とする。
			地質	布地とする。
			制式	1 裏地に航空服・整備服及び防寒服の左胸部に接着するための面ファ
				スナを付ける。
				2 形状は、図6のとおりとする。
	航空靴		色	黒色とする。
		地質	革又は合成皮革とする。	
防	防じん眼鏡		色	黒色、灰色、茶色又は緑色系とする。
			地質	強化ガラス又は合成樹脂とする。
			制式	一眼又は二眼式とする。
^			色	白色とする。
			地質	合成樹脂とする。

## 別表第2 (第3条関係)

## 貸与被服の品目等

品目	員数	使用期間	着用期間
航空服・整備服(冬服)	2	16か月	10月1日から5月31日まで
航空服・整備服(夏服)	2	8 か月	6月1日から9月30日まで
防寒服	1	24か月	10月1日から3月31日まで
航空帽 (冬航空帽子)	1	16か月	10月1日から5月31日まで
航空帽(夏航空帽子)	1	8か月	6月1日から9月30日まで
飛行用手袋	1	6 か月	
記章	3	24か月	
航空靴	1	12か月	
防じん眼鏡	1	36か月	
ヘルメット	1	48か月	